

2020年（令和2年）4月10日

村岡地区にお住まいの皆様へ

市民センター・公民館（市民図書室）及び 地域市民の家の利用について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市民センター・公民館（市民図書室）及び地域市民の家の利用を、5月31日（日）まで次のとおり休止いたします。

1 市民センター・公民館の貸室業務および共用スペースの利用を休止します。

※貸室の予約・取りやめ手続き、福祉窓口業務及び市民センターでの証明の発行、市民税・保険料の納付、各種届出等の窓口業務は、通常どおり行います。

2 地域市民の家の利用を休止します。

※5月31日までは、6月分以降の新規予約受付も休止します。
6月1日以降の予約再開については、5月下旬に市民の家運営委員さんにお問い合わせください。

3 市民図書室は休室となります。

※予約資料の貸出、資料の返却を含むすべての業務を休止します。

本市の公共施設の利用につきましては、今後の感染拡大の状況に応じて対応を変更する場合があります。最新の状況は、適宜、藤沢市ホームページをご覧ください。

利用者の皆様にはご不便、ご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

●公民館・市民図書室に関しては、村岡公民館（電話：23-0634）へ。

●市民センター・地域市民の家に関しては、市民自治推進課（電話：50-3516）へ。